

## 第651回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成24年 4月 10日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

（1）保全担保の提供要件緩和について

業務部 久慈 収納課長

（2）豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について

業務部 徳永 統括審査官（通関総括第1部門）

（3）通関業法基本通達の一部改正について

業務部 橋本 首席通関業監督官

4、その他・連絡事項等

開催予定日 平成24年 5月 8日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [yokohama@kanzei.or.jp](mailto:yokohama@kanzei.or.jp)

### 保全担保の提供要件緩和について

特例輸入者(AEO 輸入者)が特例輸入申告制度を利用して輸入申告を行う際には、関税等の保全のために必要と認められた場合、担保の提供が必要となります(この場合に提供する担保を「保全担保」といいます)。関税局では、平成 24 年 4 月 1 日に関税法基本通達を改正することにより、保全担保の提供要件を緩和することとしましたので、お知らせします。

改正点は、以下のとおりです(関税法基本通達 7 の 8-1)。

改正後	改正前
(以下のいずれかの要件に該当する場合は提供不要) ①流動比率 100%以上 ②自己資本比率 30%以上 ③格付機関(※)からA格相当以上の格付を取得 ④四半期決算を行っている者であって、直近の四半期決算時における流動比率が 100%を下回っていても、それが二期連続したものでない場合 ⑤国内に所在する完全親会社が①～④のいずれかを満たしている場合	(以下のいずれかの要件に該当する場合は提供不要) ①格付機関(※)からA格相当以上の格付を取得 ②当座比率が 100%以上かつ自己資本比率 30%以上 (四半期決算の開示を行っていない法人については、50%以上)

※格付機関は、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチレーティングスリミテッドを指します。

お問い合わせは

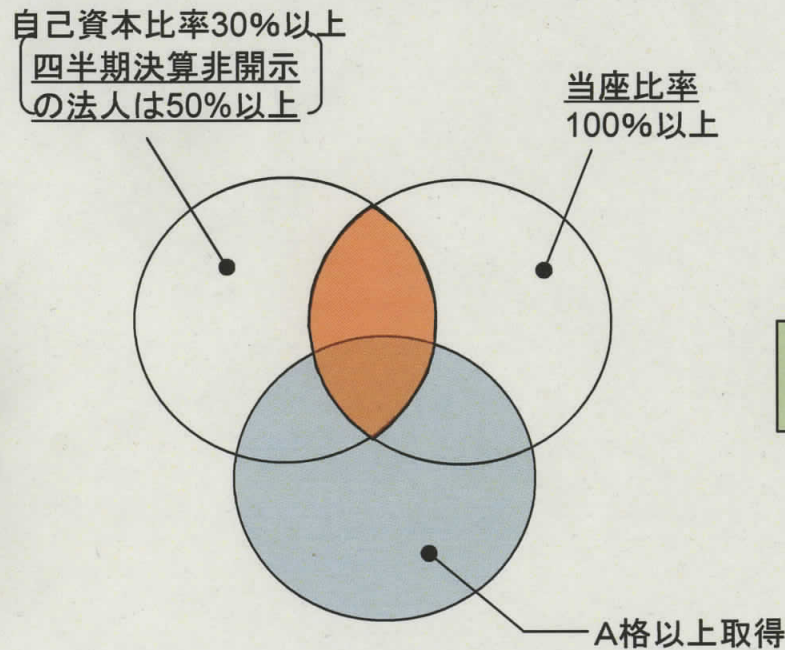
業務部収納課

電話 0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 4 0

# 特例申告における保全担保を不要とする要件の見直し

〔現行〕

- 財務要件：当座比率100%以上 かつ 自己資本比率30%以上※  
(※四半期決算非開示の法人は50%以上)
- 格付要件：A格相当以上

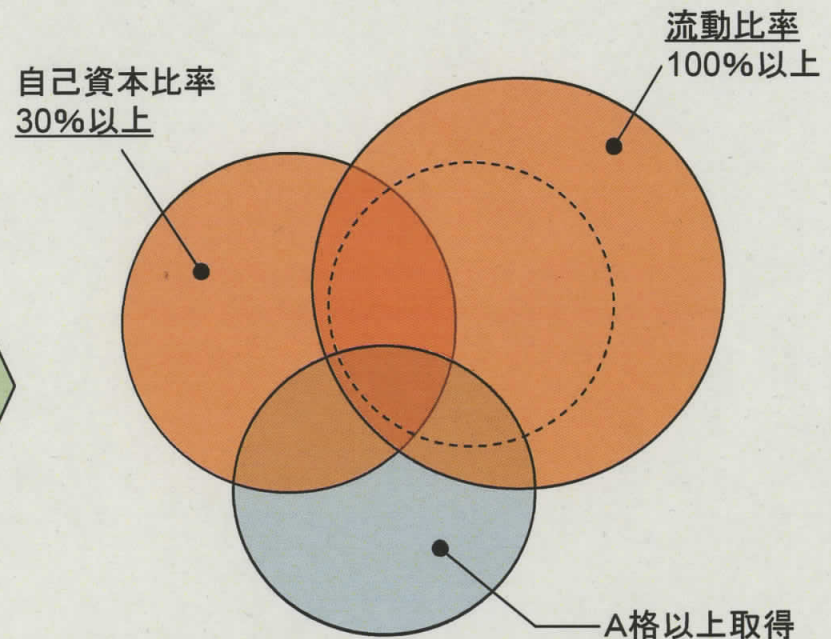


(注) 以下の要件は変更なし

- 過去1年間に於いて加算税が課された場合
- 期限後特例申告を行った場合

〔改正案〕

- 財務要件：流動比率100%以上 または 自己資本比率30%以上
- 格付要件：A格相当以上



(例外) 上記に該当しない場合でも、下記のいずれかを満たす場合は担保不要

- ① 四半期決算の法人の場合、直近決算時の流動比率が100%未満であっても、それが二期連続していない場合
- ② 完全親会社(国内法人に限る)が財務要件、格付要件、上記①のいずれかを満たす場合

## 豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について

豚肉の輸入については、いわゆる差額関税制度の下、輸入品の価格を高く偽ること等により関税等を不正に免れる事案が後を絶たないことに加え、輸入申告に際し、異なる部位について分岐点価格に近い同一の単価を記載しているものがある等不自然な状況が見受けられます。

このような状況にかんがみ、差額関税制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保するため、豚肉の輸入申告に係る審査、検査については、平成 24 年 4 月 9 日から、下記により取り扱うことと致しましたので、通関業者の皆様におかれましては、輸入申告に際して内容点検等により貨物の内容を十分把握するとともに、下記の事項について御協力をお願い致します。

### 記

#### 1. 書類審査の充実

- (1) 豚肉の輸入申告に係る通関関係書類の審査に際しては、従来、輸入者から契約書（写）等の提示又は提出を受け、仕入書と対査するとともに、再販売先及び再販売価格を聴取する等、慎重な審査を行っているところではありますが、今後は、これらに加え以下の取扱いを行うことにより、より一層慎重な審査を行うものとします。
- (2) 申告価格の妥当性をより一層慎重に審査するため、輸出国における輸出者の仕入価格がわかる資料、契約書の附属資料等、部位ごとの単価設定の妥当性を客観的に証明する資料の提示又は提出を求めるものとします。
- (3) 申告数量の適正性を確認するため、保税蔵置場の入庫報告書等の提示又は提出を受け、仕入書と対査するものとします。

#### 2. 貨物検査の充実

豚肉の輸入申告に係る貨物の検査（貨物確認を含む。以下同じ。）に際しては、部位の識別、貨物の重量に着目するとともに、必要に応じ輸入者等から説明を聴取する等の方法により深度ある検査を行うものとします。

以上

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4-2 規則第1条の規定の適用は、次による。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 第7号に規定する「その他参考となるべき書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 営業明細書(B-1070)</p> <p><u>なお、他の税関の管轄区域内において適正に通関業を営む通関業者から、新たに通関業務を行おうとする管轄区域内の税関に通関業の新規許可の申請がなされた場合は、提出を求めないこととして差し支えない。(当該通関業者の経営状態が極度に悪化している場合等当該他の税関において後記10-3により通関業の廃止等の指導を行うことが適当と認められる場合を除く。)</u></p> <p>ロ (省略)</p>	<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4-2 規則第1条の規定の適用は、次による。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 第7号に規定する「その他参考となるべき書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 営業明細書(B-1070)</p> <p>ロ (同左)</p>